○農林水産省告示第三千百十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、チルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のチルドハンバーグステーキの日本農林規格により格付の表示が付されたチルドハンバーグステーキについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、チルドミートボールの日本農林規格（昭和六十二年九月五日農林水産省告示第千二百三十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のチルドミートボールの日本農林規格により格付の表示が付されたチルドミートボールについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、果実飲料の日本農林規格（平成十年七月二十二日農林水産省告示第千七十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の果実飲料の日本農林規格により格付の表示が付された果実飲料については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条から第二十四条までの表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、農産物漬物の日本農林規格（平成十七年十一月十四日農林水産省告示第千七百五十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の農産物漬物の日本農林規格により格付の表示が付された農産物漬物については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条から第十七条までの表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百二十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、風味調味料の日本農林規格（昭和五十年三月二十五日農林省告示第三百十号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の風味調味料の日本農林規格により格付の表示が付された風味調味料については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百二十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、パン粉の日本農林規格（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第千四百九十一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のパン粉の日本農林規格により格付の表示が付されたパン粉については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年七月二十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第三千百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）